

# 富岡市下高瀬上之原遺跡出土 刻書土器をめぐって

高 島 英 之

## 1 は じ め に

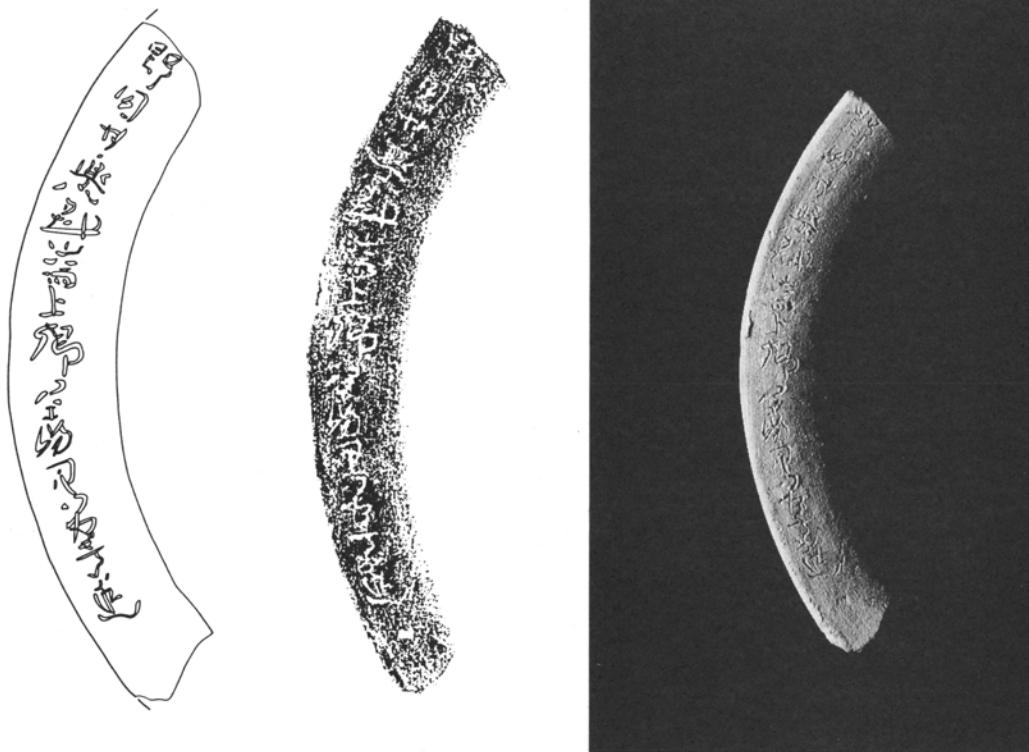
近年の全国各地における大規模開発事業に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査の爆発的急増の結果、8・9世紀を中心とする集落遺跡から多種多様な文字資料が出土し、古代の村落社会の究明に重要な視角を提供していることは、つとに知られている通りである<sup>(1)</sup>。ただ、それらの一つ一つは、余りにも断片的であり、個々の資料に記された文字の意味や用途等を確定することが難しく、出土文字資料を使った古代村落研究は、出土量の膨大さとは裏腹に、資料操作の困難さ故、未だ多くの問題を抱えているというのが現状である。とは、言うものの、各々の出土文字資料の性格や特質を、それぞれ出土した遺跡・遺構との関連の中で、一つ一つ確定していくことによって、これまでに究明出来なかったような古代の村落社会の実情や深層を徐々に解明していくものと思われる<sup>(2)</sup>。

今回は、こうした基礎的作業の一つとして、群馬県富岡市所在の下高瀬上之原遺跡から出土した「<sup>[上]</sup>野国甘楽郡端上郷戸主物マ□<sup>[名万呂進カ]</sup>」と記された刻書土器（第1図）を取り上げることにしたい。この資料は、1989年から1991年にかけて群馬県富岡市下高瀬で行われた下高瀬上之原遺跡の発掘調査によって出土し、1994年3月に調査機関である（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団より刊行された発掘調査報告書『下高瀬上之原遺跡—（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第177集・関越自動車道（上越線）地域埋蔵文化財発掘調査報告書第27集』（以下、報告書と略す）に掲載されている。群馬県内でこれまでに出土している出土文字資料の例の中でも文字数が際だって多く、また内容的にもかなり具体的であるので、発見当初から注目されてきた資料であり、報告書中でも東野治之氏によって検討が加えられているが<sup>(3)</sup>、当該資料について私は、報告書とは別の解釈を持っているので、ここに誌面をお借りして自説を開陳し、以て諸賢のご叱正を仰ぐこととしたい。

## 2 当該刻書土器の出土状況

当該刻書土器自体の検討に入る前に、その出土状態について、発掘調査報告書の記述に依りながら概略を紹介しておくことにしたい。

下高瀬上之原遺跡は、群馬県の南西部に位置する富岡市のほぼ中央にある（第2図）。群馬・長野県境付近を水源とし東流する鏑川が富岡市のほぼ中央を流れているが、遺跡はこの鏑川の上位段丘の幅約600m・長さ約3,300mの細長い丘陵のほぼ中央に立地し、標高は220～260mで、下位



第1図 下高瀬上之原遺跡出土刻書土器

平坦地との標高差は40～60mほどである(第3図)。丘陵内は南北方向の樹枝状の小支谷に分断されている。本遺跡の発掘調査は、上信越自動車道富岡インターチェンジの建設工事に先立って行われたが、インターチェンジ周辺の調査対象面積だけで約11万m<sup>2</sup>に及んでおり、また、地形的にも小支谷で何箇所にも分断されているため、7つの遺跡として扱われた(第4図)。周辺には、当該資料と同時期である奈良・平安時代の遺跡は少なく、あったとしても竪穴建物跡10棟以下の小規模なものが多い。このことは、奈良時代以降、下位段丘面や平地の開発が進行し、それまで丘陵上や上位段丘面にあった集落が平坦地に下りていったことを物語っている。

本遺跡からは、縄文時代前期から近世にわたる多くの遺構・遺物が検出されている。主な検出遺構は、縄文時代前期後半竪穴建物跡1、弥生時代中期土坑跡10、古墳時代前期竪穴建物跡4、中期古墳7、後期埴輪窯2、飛鳥・奈良・平安時代竪穴建物跡43、土坑跡14、谷津状遺構1、近世土坑墓12、などである。

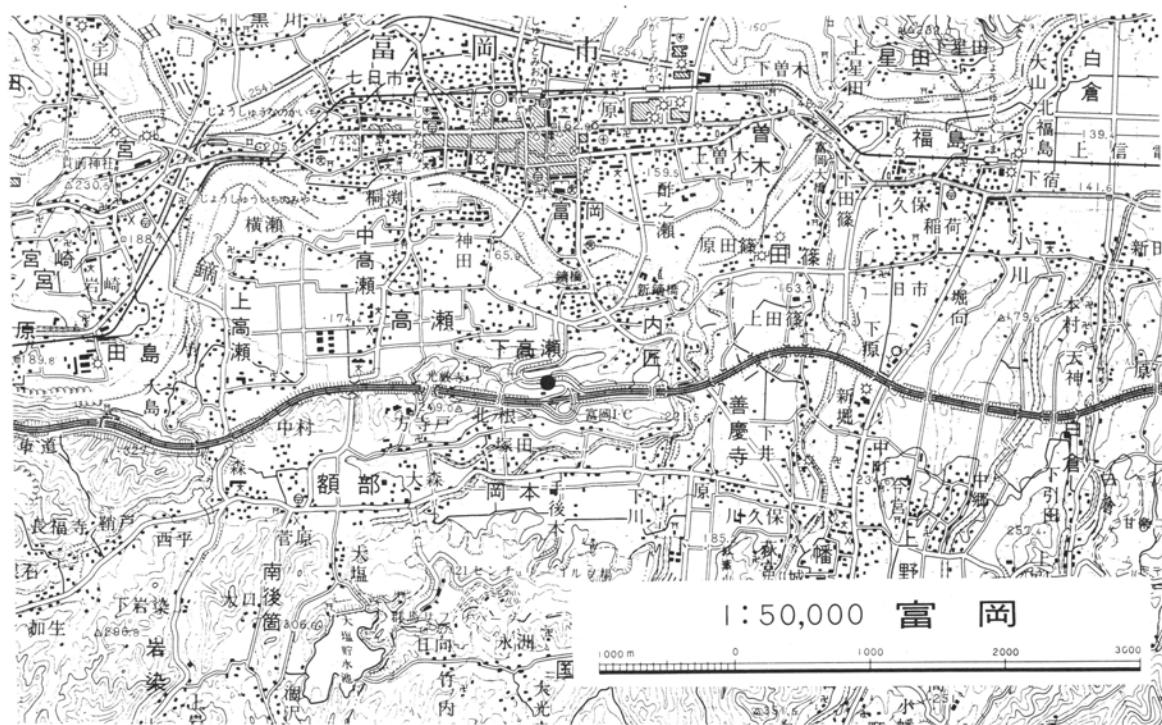
当該刻書土器は、調査区北側の台地上、谷津に向かって緩やかに下がりはじめる傾斜変換点に位置している121号土坑跡の底面直上から出土した(第5図)。121号土坑跡は、41・46号竪穴建物跡の埋土中に掘り込まれているため、明確な形では検出されなかったということであるが、南北に長い長円形状を呈し、長さ3.4・幅1.2・深さ0.6mである。この土坑が破壊している41・46号竪穴建物跡が7世紀末～8世紀前半と考えられることと、出土土器の年代観から8世紀中葉～後半ころのものと考えられている(第6図)。出土遺物は土師器片が59点のみで、埋土中と床面直上もしくは床下からの出土が半々程であるが、双方の土器の年代的な差はほとんどない(表1)。

なお、本遺跡から出土した他の文字資料としては、13号竪穴建物跡から2点、29号竪穴建物跡から8点、65号土坑跡から6点、2号谷津状遺構から4点の合計20点の刻書土器が出土している。文字は「王」が18点、「玉」が1点(29号竪穴建物跡)、「×」が1点(65号土坑跡)で、いずれも焼成後に釘のような鋭利なもので刻みつけて文字を記している。「王」の意味するところについて報告書中で関口功一氏は、史料上みえる甘楽郡の郡領氏族である壬生公氏の「壬生」を「生王」と標記する例があるので、「壬生=生王」の氏族名を表すとする見方を示しておられるが<sup>(4)</sup>、1字のみの記載で如何様にも解釈できるところであり、もとより可能性の一つと言うにとどまろう。いずれにしても本集落内におけるある種の集団の標識的文字の一つであり、集落内の何らかの祭祀・儀礼等の行為に伴って記されたものと考えられよう<sup>(5)</sup>。

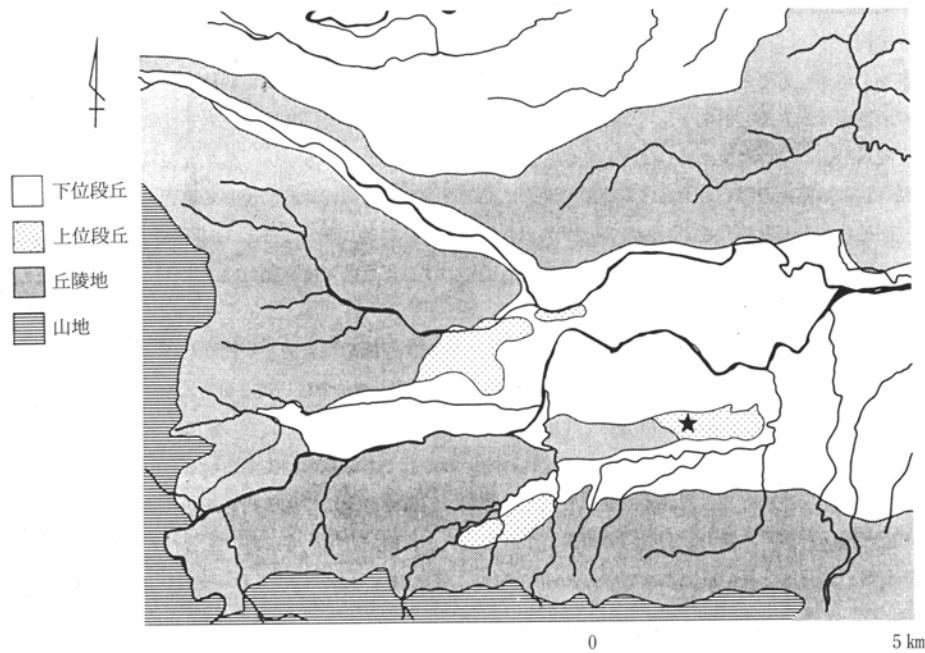
### 3 当該刻書土器の形態・内容

刻書土器は、口縁部の約1/3、口縁から体部にかけて8cm分ほどが残るだけの土師器瓶の破片で、口径は復元推定で約27cm、現存長約18cm、口縁部幅は約3cm。調整は、口縁部横撫で、体部外面範削り、内面範撫で、である。にぶい黄橙色を呈し、胎土には細砂・れきを含んでいる。年代は、8世紀の中頃から後半と考えられている。

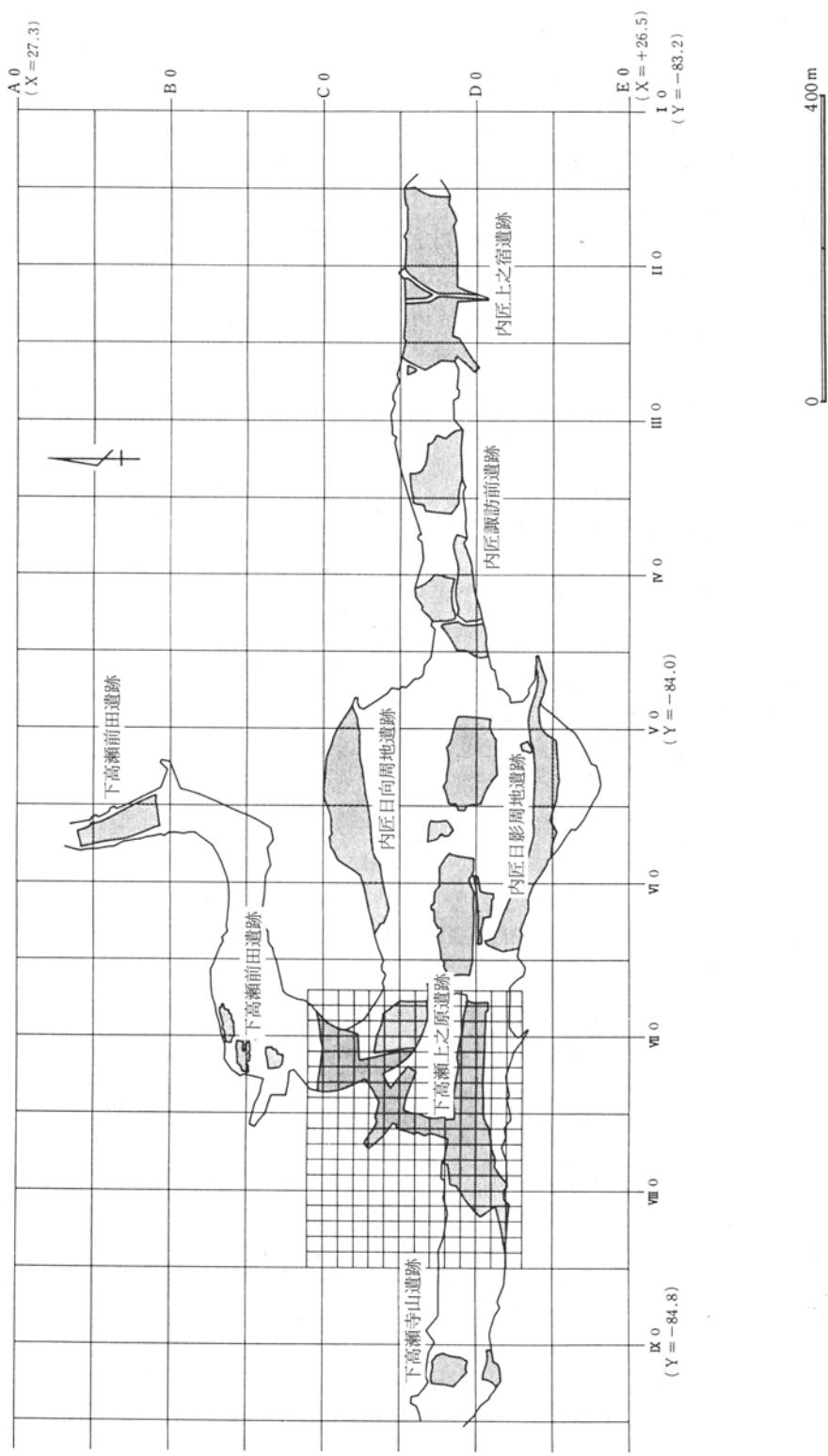
文字は16字分確認できる。土器の焼成前に、口縁部内面に、口縁のカーブに沿って範書きされ



第2図 下高瀬上之原遺跡位置図



第3図 下高瀬上之原遺跡立地図

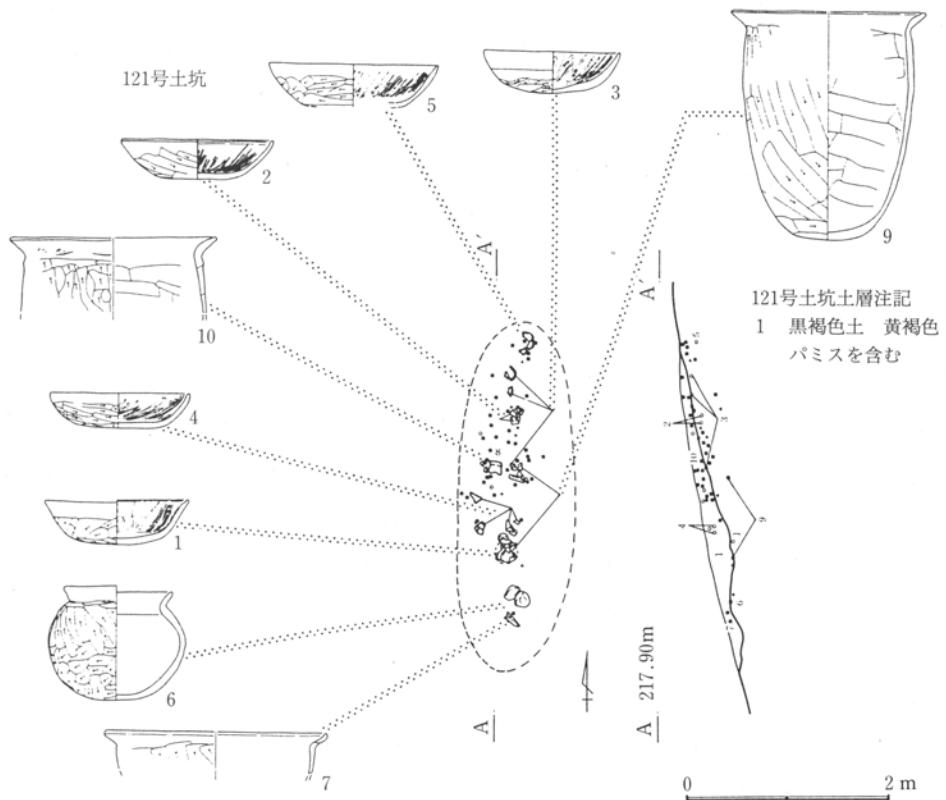


第4図 内匠遺跡群位置関係図

200m



第5図 内匠遺跡群地形図



第6図 121号土坑跡と出土土器

121 1	土師器 壺	①14.0cm ②8.4cm ③4.3cm ④完形	①②にぶい褐 ③良好 ④細 細砂・粗砂を含む	口縁部横ナデ 体～底部外面簾削り 内面ナデ後螺旋状・放射状暗文	I E	外面一部黒 変
121 2	土師器 壺	①14.8cm ②8.5cm ③3.9cm ④一部欠損	①にぶい橙 ②橙 ③良好 ④細 細砂・粗砂を含む	口縁部横ナデ 体～底部外面簾削り 内面ナデ後螺旋状・放射状暗文	I F	底部黒変
121 3	土師器 壺	①13.3cm ②— ③4.0cm ④一部欠損	①にぶい黄橙 ②にぶい橙 ③良好 ④細 細砂・粗砂を含む	口縁部横ナデ 体～底部外面簾削り 内面ナデ後螺旋状・放射状暗文	I E	底部黒変
121 4	土師器 壺	①13.4cm ②8.4cm ③3.3cm ④ほぼ完形	①②にぶい橙 ③良好 ④細 細砂・粗砂・パミスを含む	口縁部横ナデ 体～底部外面簾削り 内面ナデ後螺旋状・放射状暗文	I F	
121 5	土師器 壺	①(16.2cm)②(10.0cm) ③— ④口～径½	①②褐 橙 ③不良 ④普通 細砂・粗砂を含む	口縁部横ナデ 体～底部外面簾削り 内面ナデ後放射状暗文	I F	
121 6	土師器 小型甕	①(10.5cm)②— ③11.0cm ④口～底¾	①にぶい赤褐 ②黒褐 ③良好 ④普通 細砂・粗砂を含む	口縁部横ナデ 胴～底部外面簾削り 内面簾ナデ	VIII	
121 7	土師器 鉢	①(28.4cm)②— ③— ④口縁部片	①にぶい黄橙 ②にぶい黄橙 ③良好 ④普通 細砂・粗砂を含む	口縁部横ナデ 胴部外面簾削り内面 ナデ	X B	
121 8	土師器 甕	①(25.0cm)②8.7cm ③29.5cm ④口～底½	①にぶい黄褐 ②にぶい橙③良好 ④普通 細砂・粗砂・礫を含む	口縁部横ナデ 胴～底部外面簾削り 内面簾ナデ	VII	外面一部黒 変
121 9	土師器 甕	器厚 4～7 mm ①口縁部片	①②にぶい黄橙 ③良好 ④普通 細砂・粗砂を含む	口縁部横ナデ 胴部外面簾削り内面 簾ナデ口縁部内面に焼成前線刻(連 続する短沈線)あり	VIII	
121 10	土師器 甕	①(21.8cm)②— ③— ④口縁½	①②にぶい黄橙 ③良好 ④普通 細砂・礫を含む	口縁部横ナデ 胴部外面簾削り内面 簾ナデ外面に粘土付着 口縁部内面 に焼成前刻書(本文参照)	VII A	

表1、121号土坑跡出土遺物観察表

ており、文字が記されている部分のみが辛うじて残存している。深くしっかりと刻まれているものの、筆画と調整の傷とが判別しにくい箇所がある上、字形がやや崩れていて判読は困難であるが、東野治之氏は、次のように釈読された<sup>(6)</sup>。

〔上〕  
「野国甘楽郡湍上郷戸主物マ名万呂進カ」

私も、この東野氏の釈読に異議はない。字形が崩れているとはいいうものの、達筆であり、文意も通っていることから、かなり文字を書き慣れた人物の手によるものと推測できよう。

「上野国」の「上」の部分は欠失しているが、後文の内容から、書き出しが上野国であることには間違いない。「甘楽郡湍上郷」は『和名抄』にもみえる上野国の郡郷名で、現在までの所、当該地名を記した木簡等がないため、その最古の標記例と言え、『和名抄』高山寺本や新出の名古屋市博本の記述の正しさを裏付けるものである。また、これまで甘楽郡湍上・湍下郷の故地としは、「瀬」と「湍」の音が共通することから、漠然と富岡市高瀬地区周辺に比定されてきたが、「湍上郷」と記された本資料がこの高瀬の地から出土したことによって、その比定がほぼ確実となった。なお、申すまでもなく「国+郡+郷+貢進者名」という表記であることから「国郡郷里」制から「国郡郷」制に変わった天平12年（740）ころ以降のものということになるが、共伴土器の年代観とも一致する。

人名「物マ名万呂」の物部氏は、この地域周辺に多く見られる氏族名で、本遺跡からも程近い上野国一宮貫前神社を奉斎したとする伝承があるほか、当該資料と同じ甘楽郡内では、『続日本紀』天平神護元年（765）11月1日条に物部公蟾淵、同書天平神護2年（766）5月20日条に物部公牛麻呂がみえる。また、隣接する多胡郡では、上野国分寺跡出土文字瓦銘に多数、吉井町矢田遺跡出土の刻書紡錘車に「物部郷長」「物部一八」、同じく隣接する緑野郡には、平城宮跡出土木簡に「物部鳥麻呂」が見えるなど、鏑川流域の甘楽・多胡両郡を中心とする上野国西南部を支配する主要な勢力であったことが判明しており<sup>(7)</sup>、本資料はそれを補強するものとなった。

文末の「進」は「たてまつる」と読める。「進」の字の後が欠失しているが、後にスペースがあいているので、文はそこで終わっているものと思われる。全体の文意が「上野国甘楽郡湍上郷戸主物部名万呂が（何物かを）進上する」となるので、何らかのものの供献・貢納に関わるものと考えてよいだろう。文字は焼成前に書き入れられているので、土器の製作時点から供献・貢納用として認識されていたものと考えられる。土師器であるため、「甘楽郡湍上郷戸主物マ名万呂」が遠方の窯・工房に発注して製作させたと言うよりも、集落内や近接した場所で製作された可能性の方が高いのではないかと思われる。

#### 4 当該刻書土器の類例の検討

墨書・刻書を問わず土器に文字が記されたものの例は、今日においては、全国的にもかなりの数に上っているが、本資料のように国郡郷戸主姓名が記されたものは現在までのところ非常に少

ない。もちろん群馬県内でも初めての出土例である。

国郡郷戸主姓名が記されているという点では、貢進物付札木簡や文字瓦銘の書式とも良く類似している。本資料を釈読された東野治之氏も、税目の記載はないものの戸単位に賦課された何らかの貢納物に関わるものであり、土器そのもの、あるいは土器に入れられた内容物が公的な貢納物であるとの見解を示しておられる<sup>(8)</sup>。そう推定するならば、集落内あるいは近隣で焼成され、国府・郡家等への輸送途中に破損して廃棄されたか、あるいは貢納を目的としながらもなんらかの不測の事態により中止したかということになろう。しかしながら集落遺跡から出土していることからみれば、貢納途上の廃棄や貢納の中止などの事態を想定したとしても、やはり不自然さは拭いきれない。本資料を公的負担に関わるものと位置づけて良いのかどうか、資料的意義を考える上で、まず同様の記載内容の墨書・刻書土器の例を検討しておくことにしたい。

先にも述べたように、このような国郡郷等の地名と人名が記された墨書・刻書土器の出土例は全国的にも余り多くないが、本資料以外にも管見の限り20例ほどある（表2・第7図）。なお、先述したように地名＋人名を記載した資料としては文字瓦銘があるが、文字瓦銘については公的或いは知識物としての貢納に限られており、貢進物付札と同様、用途・機能は明白であるので、ここでは比較検討の対象とはしない。

1は、福島県いわき市荒田目条里遺跡で埋没した河川跡から斎串・人形・馬形・刀形・弓形・矢形・舟形・絵馬・陽物などの木製祭祀具や木簡などと共に出土したもので、土師器杯の体部外面に正位で人面および「磐城□磐城郷丈部手子麿 召代」という文言が記されている。人面が描かれていることや「召代」という文言が記されていることから祭祀で使用されたに間違いない、陸奥国「磐城」郡「磐城郷」の住人である「丈部手子麿」が、この土器を依代として神を招いた際に使用されたものと考えられる。出土遺跡に隣接して延喜式内社大国魂神社が位置しており、「丈部手子麿」が招いた神は、国魂神であった可能性が高い。

2～5は、千葉県佐原市吉原山王遺跡から出土したもので、4点とも土師器杯の体部外面を横向きに一周するような形で記されている。いずれも基本的には「国+郡+某の女に替えて進上する十年月日」という書式であったものと考えられる。3の文末「替」の後の「承・・・」は、4の文末の「・・替」の後が「□□年四月十日」となっている点からみて、「承和某年」(834～848)という年号が記されていたものと考えられる。なお因みに、同じ千葉県の八千代市北海道遺跡からは、「承和五年二月十□・□ □□」と「承和」の年号が記された墨書土器が出土している。具体的には「下総国香取郡大杯郷中臣某女替進上 承和某年某月某日」という書式であったと考えられる。この資料について、調査担当者の栗田則久氏・釈読を担当された平川南氏は、国郡郷＋人名という貢進物付札の書式と類似し、記載内容が正倉院文書の天平宝字5年(761)12月23日付甲斐国司解（『大日本古文書』四-523～524）の仕丁の貢進交替文書に、

甲斐国司解 申貢上逃走仕丁替事

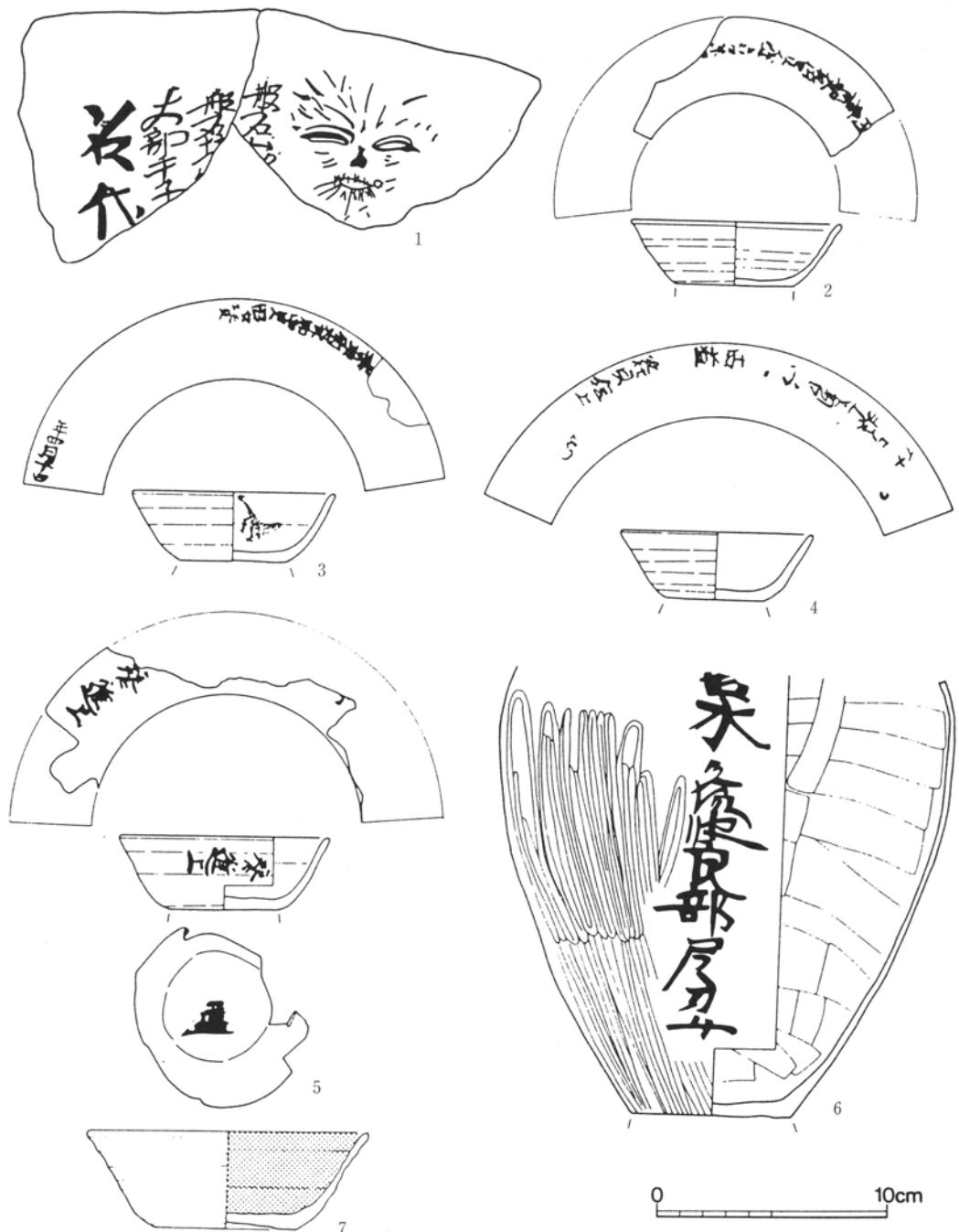
坤宮官斯丁巨麻郡栗原郷漢人部千代 年三十二左手於庇

表2 「地名+人名」記載墨書・刻書土器一覧

	遺跡名・所在地	墨書部位・方向	文	
1	福島県いわき市 荒田目条理遺跡	土師器杯・ 体部外面正位	「(人面) 磐城□ 磐城郷 丈部手子磨 召代」×	1
2	千葉県佐原市 吉原山王遺跡	土師器杯・ 体部外面横位	× 「□香取郡大杯郷中臣人成女之替承□」×	2
3	〃	〃	× 「□香取郡大杯郷中臣人成女之替□□年 四月十日」×	
4	〃	〃	× 「□□□□道女替進上」×	
5	〃	〃、底部外面	× 「□替進上」×・「主」	
6	千葉県我孫子市 新木東台遺跡	土師器瓶・ 体部外面正位	〔泉カ〕〔女カ〕 × 「□久須波良部尼刀□」	3
7	千葉県八千代市 權現後遺跡	土師器杯・体部 外面横位	「(人面) 村神郷丈部国依甘魚」	4
8	千葉県八千代市 北海道遺跡	〃、底部外面	「朝日・村神・朝日」	5
9	千葉県芝山町 庄作遺跡	土師器杯・ 体部外面横位	「上総□・・・・・秋人歳神奉進」	6
10	神奈川県藤沢市 南鍛冶山遺跡	土師器瓶・ 体部外面正位	「相模国大住郡三宅郷」×	7
11	福岡県大野城市 牛頸井手窯跡	須恵器瓶・ 口縁部内面横位	〔哥カ〕 〔那□〕×	8
12	〃	〃	「那」×〔養〕	
13	〃	〃	「那哥郡□□□□大神部□□□」×	
14	福岡県大野城市 牛頸ハセムシ窯 跡	須恵器瓶・ 口縁部外面正位	× 「仲郡□」×	9
15	〃	〃	「筑紫前国奈珂 郡手東里 □□□□□呂 □□□□□□□ □□乎万呂 併三人奉 □□瓶一隻 □□□□□年」	
16	〃	〃	× 「□国奈珂郡□里」×	
17	〃	〃	× 「□呂□□」×	
18	〃	〃	× 「大神君□□ 大神□麻呂 内倉人麻呂 併三人奉 □瓶一隻和銅六年」	
19	〃	〃	× 「□年調大瓶」×	
20	〃	〃	「筑紫前国奈珂郡 手東里大神□身 □□ □□□ 併三人 調大瓶一隻和銅六□」	

## 文 献

- 1 吉田生哉「1994年出土の木簡福島・荒田目条里遺跡」(『木簡研究』17 1995)
- 2 勝千葉県文化財センター『佐原市吉原山王遺跡』1990
- 3 房総歴史考古学研究会『房総歴史考古学論集1 房総における歴史時代土器の研究』1987
- 4 勝千葉県文化財センター『八千代市権現後遺跡』1984
- 5 勝千葉県文化財センター『八千代市北海道遺跡』1985
- 6 小原子遺跡群調査会『小原子遺跡群』1990
- 7 藤沢市文書館運営委員会『藤沢市史研究』24 1991
- 8 福岡県教育委員会『牛頸窯跡群』II 1989
- 9 大野城市教育委員会・大谷女子大学資料館『牛頸』II 1989

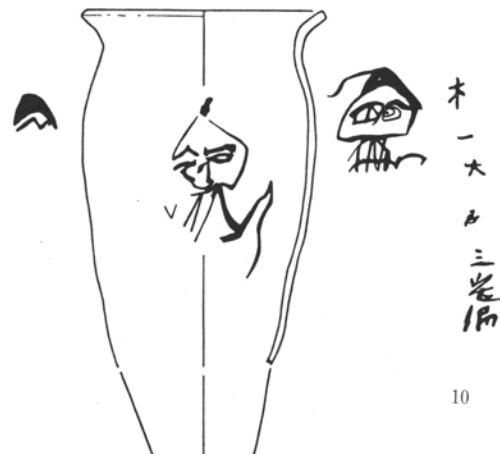


大吉  
喜多  
喜多  
喜多  
喜多  
喜多  
喜多

第7図 「地名+人名」記載墨書・刻書土器(1)



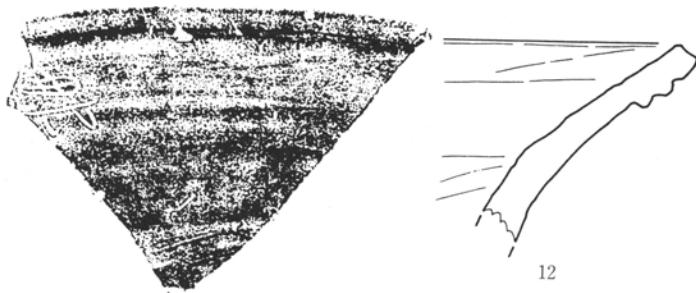
8



10



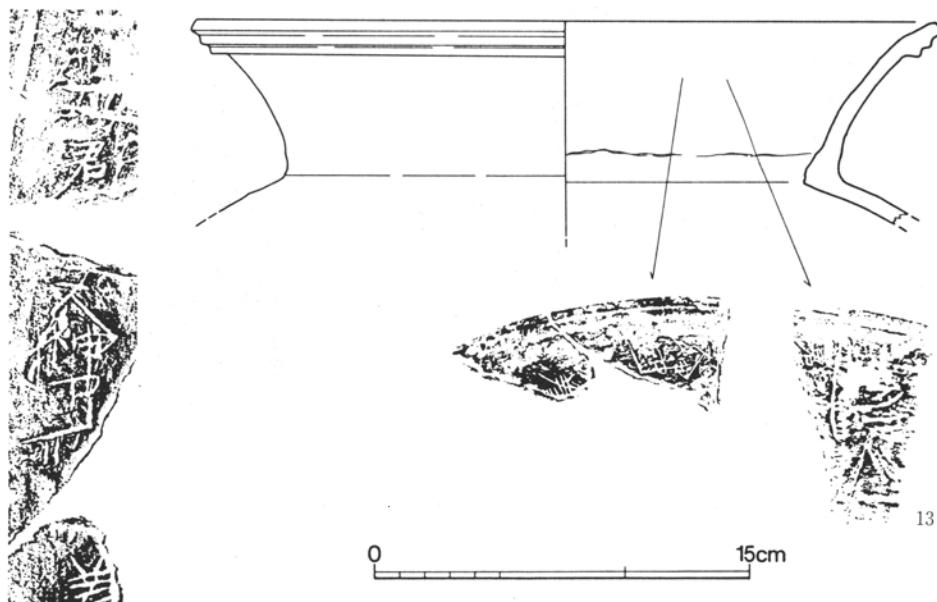
9



12



11



13

0                          15cm

第7図 「地名+人名」記載墨書・刻書土器(2)

仲那手

14



千石  
四百



15



16



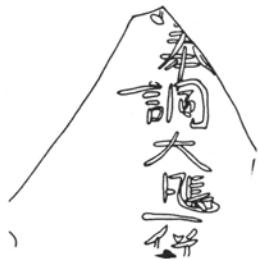
17



18

調大應  
一件

19



調大應  
健口銅  
并三文

10cm

0



20

第7図 「地名+人名」記載墨書・刻書土器(3)

右、同郷漢人部町代之替

(中略) 附都留郡散仕矢作部宮麻呂申上 謹解。

天平宝字五年十二月廿三日 従七位上行目小治田朝臣 朝集使 (後略)

と見える点や、天平6年(734)出雲国計会帳(『大日本古文書』一-599~600)に、

(前略)

天平六年

四月

一、八日進上衛士逃亡併死去出雲積首石弓等人替事

右附意宇軍団二百長出雲臣広足進上

一、廿日進上衛士勝部臣弟麻呂逃亡替事

右附神門軍団五十長刑部水刺進上

七月

一、廿三日進上衛士私部大嶋死去替事

右附熊谷軍団百長大私部首足國進上

(後略)

とみえる衛士の交替に関する記述と似ていること、さらに、土器に記された「香取郡大杯郷」が、天平勝宝2年(750)12月28日付治部省牒(『大日本古文書』三-477)に「婢稻主女年廿 右頬黒子 下総国香取郡神戸大槐郷戸主中臣部真敷之婢」と、さらに香取文書の大禰宜実房譲状に「下総国香取神領大槐郷内」云々とあるように、香取神宮の神戸とみえること、女性の氏が「中臣」であること等の点から、神郡の神戸から香取神宮への女性の貢進交替に関わるものと考えておられる<sup>(9)</sup>。また、宮瀧交二氏は、この栗田・平川両氏の考え方をさらに進めて、香取神宮に奉仕する童女=「物忌」の交替の儀式に際して使用されたものとの見方を示しておられる<sup>(10)</sup>。

これらの土器に記載された郡郷名が香取神宮の神戸であることや、人名が「中臣」氏であるところからみても、私は上記の諸氏の説を積極的に肯定すべきと思うが、その一方でこれらに記された文字を素朴に解釈し、下総国香取郡大杯郷の中臣人成もしくは「□□道」の女を神の依代として貢進する代替としてこの土器を進上したとの想定も可能ではないかと考えている。そうすれば敢えて香取神宮との関連を想定しなくとも、村落内の祭祀に関わるものとの解釈も成り立ち得よう。なお、器自体に神がいますことは<sup>(11)</sup>、『日本書紀』崇神10年条に、

倭迹述姫命、心の裏に密に異ぶ。明けるを待ちて櫛箱を見れば、遂に美麗しき小蛇有り。

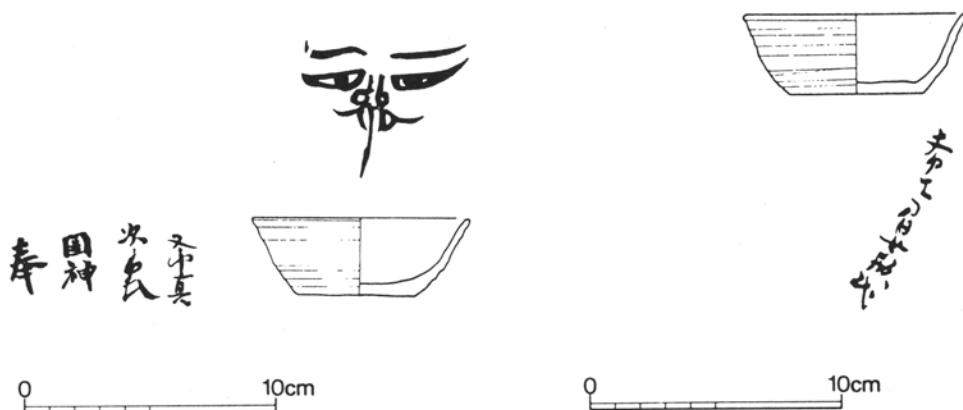
其の長さ大き衣紐の如し。即ち驚きて叫啼ぶ。時に大神恥ぢて、忽に人の形に化りたまふ。と見られるように、三輪山のオオモノヌシノカミが小蛇に姿を変えて妻のヤマトトヒメノミコトの箸箱の中に姿を隠していたという伝承や、『常陸国風土記』那賀郡茨城里条に、

茨城の里。此より北に高き丘あり。名を哺時臥の山といふ。古老のいへらく、兄と妹二人ありき。兄の名は努賀毗古、妹の名は努賀毗咩といふ。時に、妹、室にありしに、人あり、

姓名を知らず、常に就て求婚ひ、夜来たりて昼去りぬ。遂に夫婦と成りて、一夕に懷妊めり。産むべき月に至りて、終に小さき蛇を生めり。明くれば言とはぬが若く、闇れば母と語る。是に、母と伯と、驚き奇しみ、心に神の子ならむとおもひ、即ち、淨き杯に盛りて、壇を設けて安置けり。一夜の間に、已に杯の中に満ちぬ。更、ひらかに易へて置けば、亦、壺の内に満ちぬ。此かること三四して、器を用ゐあへず。母、子に告げていへらく、「汝が器宇を量るに、自ら神の子なることを知りぬ。我が属の勢は、養長すべからず。父の在すところに従きね。此にあるべからず。」といへり。時に、子哀しみ泣き、面を拭ひて答へけらく。「謹しみて母の命を承りぬ。敢へて辞ぶるところなし。然れども、一身の独去きて、人の共に去くものなし。望請はくは、あはれみて一の小子を副へたまへ」といへり。母のいへらく、「我が家にあるところは、母と伯父とのみなり。是も亦、汝が明らかに知るところなり。人の相従ふべきもの無けむ。」ここに、子恨みを含みて、事吐はず。決別るる時に臨みて、怒怨に勝へず、伯父を震殺して天に昇らむとする時に、母驚動きて、壺を取りて投げ触てければ、子え昇らず。因りて、此の峰に留まりき。盛りし壺と瓶とは、今も片岡の村にあり。其の子孫、社を立てて祭りを致し、相続きて絶えず。

と見えるように、神の子の「小蛇」を土器に入れて安置するという伝承や、1の「磐城□磐城郷丈部手子麿 召代」、「丈部真次□代国神奉」(千葉県芝山町庄作遺跡出土 第8図)、「丈部乙刀自女形代」(千葉県八千代市北海道遺跡出土 第9図)等の例のように土器そのものに神の「召代」(依代と同意)・「形代」であることを端的に示す墨書がなされている例からもうかがえる。いずれにしてもこれらの資料は、村落内の祭祀・儀礼等の行為に関わるものであることには相違ないだろう。

6は、千葉県我孫子市新木東台遺跡出土のもので、体部外面に正位で「□久須波良部尼刀□」という人名が記された土師器瓶である。上部が欠損しているので「久須波良部」の前の文字が不明確であるが、報告書に掲載された写真や実測図で見る限り、少なくとも報告書のように「泉カ」



第8図 千葉県芝山町  
庄作遺跡出土墨書土器

第9図 千葉県八千代市  
北海道遺跡出土墨書土器

とは釈読できない。おそらく姓名の前に記されていた地名の一部と思われ、当該刻書土器と同じく地名+人名という書式で、人名はこの土器の供献者名であろう。

7も、前5例と同じく千葉県の八千代市権現後遺跡から出土した資料で、1~4と同じく土師器の杯の体部外面横位に「村神郷丈部国依甘魚」と記された人面墨書き土器である。文意は「(下総国印旛郡) 村神郷の丈部国依が供献した御馳走」と言う意味で、この土器に供物を盛って神に捧げたものと考えられる<sup>(12)</sup>。人面墨書き土器でもあり、これも祭祀に関わるものであることは間違いない。

8も、同様に千葉県の八千代市北海道遺跡から出土した土師器杯で、体部外面横位に「村神丈・朝日」、底部外面に「朝日」と記されている。「朝日」は現時点では意味不明である。また器面の磨滅が激しい為、明確には判読できないが、「村神丈」は6と同じく「下総国印旛郡村神郷の丈部某」を意味しており、6と同様下総国印旛郡村神郷の丈部某が神に対して何物かをこの土器に入れて供献したことを見ると見てよかろう。

9は、小さな断片に「秋人歳神奉進 上総」と記されている。「・・奉進」の後の部分が約1文字分スペースが開いていることから「・・奉進」が書止で、書き出しある「上総・・」であろう。現存する約1/3ほどの破片から文字の数と大きさを基準に割り付け、推定復元すると全体の文字数は空きスペースを入れて約19字分となる計算である。すなわち全体の構成は「上総国□□郡□□郷□□□秋人歳神奉進」と想定でき、上総国某郡某郷の某氏秋人が正月に福をもたらす歳神に供献物を入れて奉ったという意味にとれ<sup>(13)</sup>、当該資料をはじめとする前例と同種の用途・機能を有していた資料の一つと言うことになろう。文中に「歳神」と、「奉進」する対象が明示されているだけ、当該資料より具体的ではあるが、全体の構成といい、書止の「奉進」の語といい、当該資料と非常に良く類似したものといえるだろう。

そのような意味では10も同様である。これは神奈川県藤沢市南鍛冶山遺跡から出土した資料で、土師器瓶の体部外面正位で4面に人面が描かれ、人面の脇一箇所に「相模国大住郡三宅郷」と記されている。おそらく郡郷名の後にはこの人面墨書き土器を供献した人物の名前が記されていたものと思われる。これも人面墨書き土器であるから祭祀に使用されたことには相違ないが、これまで見てきた例と同じように国郡郷(供献者)名が記されている。

11~20は、須恵器の窯跡から出土したものである。文字の記入は土器の焼成前で、且つ窯跡からの出土であるため、出土地と文字内容が直接関係するものではない。

11~13は、福岡県大野城市牛頸窯跡群井手4号窯跡灰原から出土したもので、須恵器大瓶の口縁部内面に、口縁に沿って記されている。文字の記入の仕方、位置・配列は当該資料に近い。いずれも破片で、11・12は「那」1文字分しか残っていないが、13は「那哥郡□□□大神部□□ 養」と釈読されている。これらの資料を釈読された倉住靖彦氏は、末尾の「養」の字について、文字の配列や前字との間にスペースが無いことから人名の一部と見るべきで、年号の「養老」(717~724)の可能性はないとしておられるが<sup>(14)</sup>、貢進物付札の書式では一般的に年号の記載は

文末であり、また墨書・刻書土器でも2・3・15・18・20等のように文末に年号がくる例もある上、2・18・20のように前字と年号との間にスペースがないものもあるので、私はこの「養」は、「養老」の年号が記されたものと考えておきたい。そうなると11~13は、「那哥郡某郷大神部某 養老某年某月某日」という貢進物付札と共に通する書式と想定でき、何らかの目的でこの須恵器瓶もしくは内容物を貢進・供献したと推測できる。但し、焼き損じの為なのか結果的には生産段階で廃棄されており、いずれにしても当初の目的においては使用されなかったわけである。また、貢進・供献に関わるとはいえ、それが公的な貢納物なのか、祭祀なのかは、資料そのものからは判別しない。

14~20は、11~13が出土したと同じく福岡県大野城市の牛頭窯跡群の一部をなす牛頭ハセムシ窯跡群12地区最下段灰原から出土した資料である。いずれも須恵器瓶の口縁部外面に、焼成前に籠状の工具に刻まれている。14のみが横方向、他はすべて縦方向である。比較的残りの良い15・18・20等の文章から復元すると、基本的には「筑紫前国（筑前国）奈珂郡手東里某・某・某併三人奉調大瓶一隻 和銅六年某月某日」という記述がなされていたものと思われる。因みに、和銅6年は713年で、13に記されていたと推定できる「養老」よりは若干早い。筑前国を「筑紫前国」という古い表記法で記している点からも古相がうかがえる。11~13は「那珂郡」と郡名からの書き出しであるのに、15・16・20では「筑紫前国」「筑前国」と国名から書き出しているなど<sup>(15)</sup>、表記上の差異もあるはあるが、ともに筑前国那珂郡在住の人物からの貢進であること、人名が、13では「大神部」氏、18・20では「大神君」「大神部」氏であること<sup>(16)</sup>、記年銘だけでなく土器そのものの年代観からみても近いこと、など、近い場所から出土しているだけに11~13と共に通する部分が多い。18・19・20に「奉調大瓶」という文言があるので、これらが租税の調として貢納されたものであることは間違いないと考えられている。先にも述べたように「国+郡+郷（里）+貢進者名+年月日」という貢進物付札と共に通する書式である。よく知られているように賦役令、調皆隨近合成条に

凡調皆隨<sub>レ</sub>近合成。絹施布両頭及糸綿囊、具注<sub>レ</sub>国郡里戸主姓名年月<sub>レ</sub>日、各以<sub>レ</sub>国印<sub>レ</sub>々之。  
とあるように、調の貢納に際しては、国郡里（のちに郷）戸主姓名年月日等を記入する事になっていた。令文に定められているのは、纖維製品の貢納に際しては実物に書き入れよということであるが、貢進物付札がつけられたのも、この令文を根拠としてのことと考えられている。13~19よりも200年も後の史料であるが『延喜主計式』によれば筑前国は調の貢進国となっており、また大瓶は3人に1口が課せられているが、その記述とも合致する。これらの点から見ても「奉調大瓶」の文言といい、書式といい、調としてこの瓶を貢納したことは間違いないように見受けられる<sup>(17)</sup>。そう考えるならば、これらと出土地・記載内容ともに近い10~12も、同様に調の貢納に関わるものとの見方が出来るかもしれない。また東野治之氏が、当該資料について戸単位に賦課された貢納物に関わるものと想定されたのも、こうした類例の存在を根拠の一つとしてのことであろう。

以上、当該資料の類例20点について検討してきたが、祭祀に関わる資料と、調の貢納に関わるとみられる資料がおよそ半々であった。これまでの検討をふまえて、次節では当該資料の性格、文字が記されたことの意味、背景等について検討していくことにしたい。

## 5 当該資料の意義・性格・背景

さて、最後に、当該資料に文字が記されたことの意味、資料的性格・用途やその背景について考えてみたい。

前節で「地名＋人名（十年月日）」という書式をもつ、当該資料の類例20例についてみてきたが、祭祀に使用したと見られるものと公的な貢納物の貢進に関わるもの2類型があることがわかった。公的な貢納物に関わるものが「国＋郡＋里（郷）＋貢納者名＋貢進年月日」という記述をとるのは先述したように賦役令調皆隨近合條の規定に基づくことによるが、11～20をそうした公的貢納物の貢進に関わるものと位置づけて本当に良いのか、まずこの点について検討してみることにしたい。

確かに18・19・20には「奉調大瓶」と明記されているし、また、後の『延喜主計式』の規定とも合致しているので、14～20が調として貢納されたのは間違いないように見受けられる。しかしながら、藤原宮・京跡、平城宮・京跡、長岡京跡などの宮都遺跡の発掘調査によって、租税の貢納に際して用いられた貢進物付札が大量に出土していることは周知の通りであるが、18・19・20のように通常、貢進物付札に記すべき内容を実物に記したもののが出土例は皆無と言ってよい<sup>(18)</sup>。木簡が残存する状況と土器類のそれとを勘案すれば、仮にそうした墨書・刻書土器がかなりあったとすれば、もっと類例があつてしかるべきであろう。宮都や地方官衙の遺跡から膨大な量の貢進物付札が出土しているのに比して、実物記載の物が全くと言っていいほど出土していないことからみれば、仮に貢進物付札を付ける代わりに実物に記すような場合があったとしても、極めて例外的なごく少数の事例であると思われる。しかもこれまで見てきた資料は、仮に公的な貢納物に関わるものだとしても、いずれも生産段階で廃棄されてしまつており、所期の機能を果していないことになる。これらのみがごく少数の例外的な事例との想定も成り立ち得ないではないが、そう考へるにはかなりの不自然さは否めない。

そこで、14～20の一括出土資料についても、「奉調」を「みつきを奉る」と読み、貢納先を現世の官衙や豪族等と考えるのではなく、神仏あるいは疫神・邪神・惡靈の類とみて、1～9と同様祭祀に関わるものと考えればよいのではないだろうか。窯跡から出土している点については、先に焼き損じによる破損・廃棄との想定をしておいたが、具体的な内容までは伺い知るべくもないが、灰原における祭祀の際に使用し、その場所で廃棄されたと考えることも可能であろう。11～13についても同様であり、また、当該資料についても祭祀に伴うものとの想定が可能になってこよう。

ところで、これまで見てきたような「地名＋人名」が記載された出土文字資料の類例としては

第10図に示したような刻書紡錘車もある。これは、埼玉県本庄市南大通り線内遺跡から出土したもので、紡錘車の上面に「武藏国児玉郡草田郷戸主太田マ身万呂」と刻書されている<sup>(19)</sup>。9世紀前半頃と見られる豎穴建物跡から出土しており、蛇紋岩製で上辺直径4cm・下辺直径2.4cm・厚さ1.6cm、重さ37.5g。文字は、上辺の面を一周する状態で17字記されており、「武藏国児」まではほぼ縦に書き始め、「玉郡草田郷」は次第に縁辺部を弧状にまわる。記載文字は冒頭の大きな文字から順次小さく記し、最後の「呂」は冒頭の「武」の1画目と完全に重なっている<sup>(20)</sup>。

刻書紡錘車は、現在までのところ群馬県南部から埼玉県北西部にかけての地域を中心に、栃木県・東京都・

千葉県・神奈川県などで、およそ100例が知られており、概して地名や人名が記された物が多いようである。紡錘車に刻書することの意味・目的については、従来より、調庸布の貢納に関わるものとして、調庸布の大きさ・品質等の管理を厳密に行うために、その品質に関わる紡錘車についても管理や規制が行われた結果、律令地方行政機構の村落内生産体系への諸統制に伴って刻書されたものと理解されてきた<sup>(21)</sup>。しかしながら近年の研究では、単に所有・所属関係を示すのみならず、生産向上を願う共同体、あるいは成員個人の名を示したものとみて、「機織」祭祀をはじめとする村落内の祭祀に伴って刻書されたものと理解されるようになってきている<sup>(22)</sup>。また、宗像・沖の島の例では、紡錘車そのものが他の機織具と並んで「幣帛」「祭具」として扱われているわけであるし、さらに『肥前国風土記』基井郡条に引かれた伝承には、「臥機」「絡杼」が女神に関わる祭具的存在として見える点や、神話等の記述に女神のシンボルとして紡織具が多く見られる点からみても<sup>(23)</sup>、紡錘車それ自体が祭祀と密接に結びつくものであったわけである。さらに、群馬県尾島町尾島第2工業団地遺跡から出土した紡錘車には、下面に「矢田衆人即世矢田公子家守」と記されているが、「矢田衆人の死を矢田公子家守が弔った」との意味であり、「機織」祭祀でこそないが、祖靈・親族祭祀に関わるものと言える<sup>(24)</sup>。これらの他にも、埼玉県児玉町枇杷橋遺跡出土の紡錘車には文字の他に人面が描かれており<sup>(25)</sup>、千葉県千葉市ムコアラク遺跡出土の紡錘車には「為、南無、界、秋□、如、申、神、○」と記されていて、意味は通らないものの何らかの願文とみられるし<sup>(26)</sup>、最近、埼玉県岡部町熊野遺跡から出土した紡錘車の下面には「道乙朋道共伏狀」(「道乙と朋道が共に伏して申し上げます」という意味)と祈願文そのものが記されているなど<sup>(27)</sup>、近年の出土例の中には刻書紡錘車が祭祀に関わるものであったことを端的に物語るもののが少なくない。これらの例からみて、刻書紡錘車は祭祀に関わるものであり、文字は何らかの祭祀に伴って記されたものであることは間違いないと言えるだろう。そうなると、20に記された「武



第10図 埼玉県本庄市南大通り線内  
遺跡出土刻書紡錘車(原寸)

「藏国児玉郡草田郷戸主太田マ身万呂」の文字も祭祀に関わって記されたものと理解すべきであろう。

それでは何故、祭祀に関わる物に「地名+人名」という記載が必要なのだろうか、また「地名+人名」の記載は、祭祀の場において如何なる意味を有していたのだろうか。この点については平川南氏は非常に興味深い考えを示しておられる<sup>(28)</sup>。平川氏によると、『日本靈異記』巻中 第25話に、

#### 閻羅王の使いの鬼の、召さるる人の饗を受けて、恩を報いし縁

讃岐国山田郡に、布敷臣衣女といふひと有りき。聖武天皇のみ代に、衣女忽に病を得たりき。時に、偉しく百味を備けて、門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗しぬ。閻羅王の使いの鬼、來たりて衣女を召す。其の鬼、走り疲れにて、祭りの食を見て、おもねりて就きて受く。鬼、衣女に語りて言はく。「我、汝の饗を受くるが故に、汝の恩を報いむ。若しは同じ姓同じ名の人有りや」といふ。衣女、答へて言はく、「同じ國の鶴垂郡に、同じ姓の衣女有り」といふ。鬼、衣女を率て、鶴垂郡の衣女の家に往きて対面し、即ち緋の囊より一尺の鑿を出して、額に打ち立て、即ち召し将て去りぬ。彼の山田郡の衣女は、かくれて家に帰りぬ。時に閻羅王、待ち校へて言はく、「此は召せる衣女に非ず。誤ちて召せるなり。然れば暫く此に留れ。すみやかに往きて山田郡の衣女を召せ」といふ。(後略)

とある説話にみえるように、古代の人々は、何らかの賄行為をすれば、神仏はおろか、疫神・邪神・悪霊や地獄の使いの鬼に至るまで、必ず何らかの代償をしてくれるものと考えていたようである。この説話は、讃岐国山田郡の布敷臣衣女という女性が急病になったので疫神に供物を供えたところ、地獄から衣女を召喚に来た鬼がそれを御馳走になり、恩義に感じた鬼は、別の所に住む同姓同名の布敷臣衣女を山田郡の布敷臣衣女の代わりに地獄へ連れていったという内容であるが、鬼が賄を受けた代償として同姓同名の人物を身代わりにしたという点からみれば、祭祀に関わる土器、或いは紡錘車に文字を書き入れるのは、神・仏、または疫神・邪神・悪霊や地獄の使いの鬼等に対して供物或いは依代を供献したのがどこどこに住む誰それであることを明示する必要があったからということになろう。

以上、これまで見てきたように、「地名+人名」を記した出土文字資料の類例としては、全国的にみて余り多い量ではないが、墨書・刻書土器や刻書紡錘車があり、それらのほとんどが祭祀に関わるものであること、また、「地名+人名」が記載された理由は、祭祀の対象に、祭祀の実行者がどこの誰であるかを明示する必要に因るということが判明した。要するに当該資料についても祭祀に使用されたもので、「上野国甘楽郡端上郷戸主物マ名万呂」という人物名は、その場所で祭祀を執り行った人物と考えられるだろう。

当該資料を祭祀関連と想定する上で、有力な傍証となる資料が隣接する内匠日向周地遺跡から出土している<sup>(29)</sup>。内匠日向周地遺跡は、内匠・下高瀬遺跡群のほぼ中央部に位置し、当該資料が出土した下高瀬上野原遺跡の東側に接し、西から東に向かって開析された谷津状地形の底部に位置している。この谷底の低湿地内から7世紀後半以降8世紀後半以前とみられる呪符木簡が3点

出土している（第11図）。

1号木簡	〔咄カ〕〔蛇カ〕 「□罡□奉龍王」	(42+53) × 35 × 7	051
2号木簡	「□罡□蛇奉龍王」	(145) × 33 × 7	019
3号木簡	〔咄カ〕 「□□□×鬼□□」	(250) × 33 × 4	019

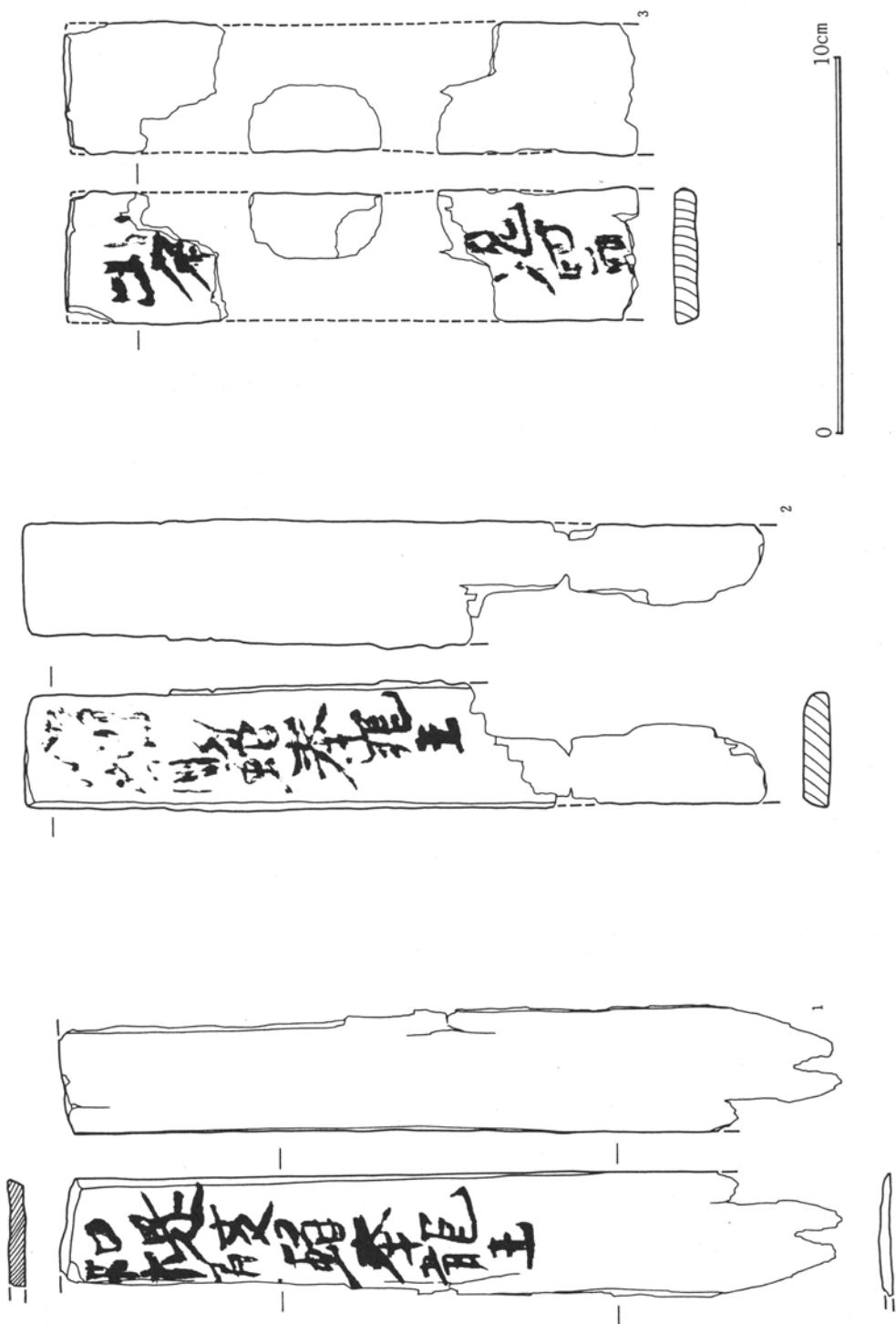
材自体がかなりいたんでいて判読できない部分も少なくないが、1・2号木簡はほぼ同文と考えられる。冒頭の「□罡」は、北斗星を神格化した道教の神、「天罡」を意味していよう。「蛟蛇」はみずちのことと「龍王」の使者。水中に住み、蛇に似て角や四足をそなえ、毒氣を吐いて人を害するとされた想像上の動物である。「龍王」は良く知られているように龍の姿をして水中に住む水の神である。

古代東国社会において、蛇と言えば直ちに『常陸國風土記』行方郡条にみえる箭括麻多智の谷戸開発伝承が想起されるところであろう。

古老のいへらく、石村の玉穂の宮に大八洲しろしめし天皇のみ世、人あり。箭括の氏の麻多智、郡より西の谷の葦原をいりはらひ、墾闢きて新に田に治りき。此の時、夜刀の神、相群れ引率いて、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らしむることなし。俗いはく、蛇を謂ひて夜刀の神と為す。其の形は、蛇の身にして頭に角あり。率引て難を免るる時、見る人あらば、家門を破滅し、子孫繼がず、凡て、此の郡の側の郊原に甚多に住めり。是に、麻多智、大きに怒の情を起こし、甲鎧を着被けて、自身矛を執り、打殺して駆逐らひき。乃ち、山口に至り、標のつえを堺の堀に置て、夜刀の神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことを聽さむ。此より下は人の田と作すべし。今より後、吾、神の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。ねがはくは、な祟りそ、な恨みそ」といひて、社を設けて、初めて祭りき、といへり。即ち、還、耕田一十町余を發して、麻多智の子孫、相承けて祭を致し、今に至るまで絶えず。

この伝説に依れば、樹枝状の小支谷=谷戸（夜刀）の神が蛇であり、谷口に水田を開発した首長が祝（司祭者、神官）となってその神を祀たことになっている。内匠日向周地遺跡出土の木簡も、龍王の使者としての「蛟蛇（みずち）」が見える点でも、出土地点がこの『常陸國風土記』行方郡条の描く谷戸の様相と酷似するような谷津状地形の場所であること（第5図参照）等の点からも、『常陸國風土記』行方郡条が示すような谷戸神祭祀に関わるものである可能性が高い<sup>(30)</sup>。そうなると、これらの木簡は、「天罡、蛟蛇（みずち）、龍王に奉る」と読み、「龍王」（龍神）の使いの谷戸の神である「交蛇（みずち）」が、日照り、もしくは大雨を恐れ、水神である「龍王」に乞雨もしくは止雨を祈願したという内容ということが一つ考えられる<sup>(31)</sup>。勿論、実際の祈願の主体は、谷戸の神を祀る祝であるところの在地首長であり、谷戸の開発者である在地首長が、谷戸の神である「交蛇（みずち）」の司祭者として「龍王」に乞雨もしくは止雨を祈願する神事に関わる呪符木簡と理解できる。あるいは他に、谷戸の水田開発に際して、谷戸の神「交龍（みずち）」の親玉

第11図 内匠目向周地遺跡出土呪符木簡



である「龍王」を祀ったものとの解釈も成り立つ。

先述したように、これらの木簡が出土したのは『常陸國風土記』行方郡条の箭括麻多智による谷戸開発伝承に見られるのと全く同様の谷津の中からであるが、この谷津自体、西に接する下高瀬上野原遺跡に源を発する湧水によって開析されたものである。即ち、当該資料が出土した地点の東に接する谷において谷戸神祭祀が為されていたわけであり、出土地点がやや離れているとは言え(第5図参照)、神仏等への供献に関わるとみられる当該資料についても、谷戸神祭祀との関連が想定可能であろう。

## 6 おわりに

群馬県富岡市下高瀬上野原遺跡出土の「(上)野国甘楽郡端上郷戸主物マ(名万呂進カ)」と記された刻書土器について、類例、資料的特質、文字が記されたことの背景や用途等について検討してきたが、墨書・刻書土器や刻書紡錘車等の「地名+人名」を記載した出土文字資料のほとんどが祭祀に関わるものと考えられることや、当該資料の出土地と隣接する部分から谷戸神祭祀に関わるとみられる呪符木簡が出土している点から見て、報告書で位置づけられてきたような公的な賦課に関わるものではなく、祭祀に関わるものとみてほぼ間違いないということが判明した。また、記された「物マ名万呂」は神仏等に供献を行った人物の名であり、祭祀の場で供献する器物に国郡郷戸主姓名等を記入するのは、祭祀の対象に祭祀の実行者がどこの誰であるのかを明示する必要があったからで、どこに住む誰が祭祀を執り行ったかが明らかにされていないと祭祀の代償としての「ご利益」を確実に受けられないからであると考えられる。国郡郷戸主姓名を記した墨書・刻書土器や刻書紡錘車は、貢進物付札や文字瓦銘と書式がよく似ているため、公的な物品の貢納に関わるとみられるが、貢納物が集積する宮都や地方官衙遺跡からこうした資料の類例が全く出土していない点からみても、公的な物品の貢納に関わるものとは考えにくい。

当該資料が、如何なる祭祀のどのような場面で使われたのかについては、資料そのものからは判明し得ない部分が多いが、西に隣接する内匠日向周地遺跡から谷戸神祭祀に関わるとみられる呪符木簡が出土していることから、当該資料についても谷戸神祭祀に関わるものとの想定も可能と思われる。

本資料を含め、墨書・刻書土器、刻書紡錘車、印章、焼印などの集落遺跡出土文字資料は、近年における埋蔵文化財発掘調査の急増によって、各地で膨大な量が蓄積されつつあるが、資料個々はあまりにも断片的であり、それぞれの文字資料に記された文字の意味や用途などを確定することが困難なケースが非常に多い。しかしながら、集落遺跡出土の文字資料は、他の集落遺跡から出土した資料とも密接な関連を有しており<sup>(32)</sup>、相互を有機的に関連付けた上で検討を加えることによって、当該期の村落研究に際しての新たな分析視角が設定できるとともに、個々の文字資料についても、資料的特質が解明されることになろう。

甚だ、雑駁な行論に終始し、推測に推測を重ねた部分も少なくないが、ともあれ小稿を一つの

試論として提示し、諸賢のご叱正を請い願う次第である。

## 註

- (1) 平川南・天野努・黒田正典「古代集落と墨書き土器」(『国立歴史民俗博物館研究報告』22 1989)、平川南「墨書き土器とその字形」(『国立歴史民俗博物館研究報告』35 1991)他。
- (2) 平川南氏註(1)前掲論文、同編『月刊文化財 362 特集・墨書き土器の世界』第一法規出版 1993、同「地下から発見された文字」(『新版 古代の日本10 古代資料研究の方法』角川書店 1993)、宮瀬交二「古代村落と墨書き土器」(『史苑』44—2 1985)、松村恵司「特集 墨書き土器の世界から」(『月刊文化財』363 1993)、同「古代東国集落の様相—村と都の暮らしぶり」(栃木県立しまつけ風土記の丘資料館『第9回企画展 古代の集落』1995)、拙稿「古代東国の村落と文字」(関和彦編『古代東国の民衆と社会』名著出版 1994)、仲山英樹「墨書き土器と集落遺跡」(『歴史評論』538 1995)等。
- (3) 東野治之「121号土坑出土の刻書き土器について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『下高瀬上野原遺跡』1994)
- (4) 関口功一「121号土坑出土の刻書き土器の地域史的意義について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『下高瀬上野原遺跡』1994)
- (5) 平川南氏註(1)前掲論文他。
- (6) 東野治之氏註(3)前掲論文。
- (7) 関口功一氏註(4)前掲論文、同「物部と石上」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『矢田遺跡』II 1990)、小林昌二「物部の分布とその意味について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『矢田遺跡』III 1991)。
- (8) 東野治之氏註(3)前掲論文。
- (9) 栗田則久・石田広美・平川南「千葉県吉原山王遺跡出土の墨書き土器」(『考古学雑誌』71—3 1986)、栗田則久「出土文字資料について」(千葉県文化財センター『佐原市吉原山王遺跡—東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V』 1990)。
- (10) 宮瀬交二「香取神宮神戸集落と童女の貢進交替—千葉県佐原市吉原山王遺跡出土の墨書き土器の検討から—」(『古代史研究』9 1990)
- (11) 関和彦「佐大大神の実像」(同氏著『出雲国風土記とその世界』NHK出版 1996)。
- (12) 平川南氏註(1)前掲論文。
- (13) 平川南氏註(1)前掲論文。
- (14) 倉住靖彦「福岡県ハセムシ窯跡出土の刻書き文字」(『日本歴史』500 1990)、同「A—3地区4号窯跡出土土器」(福岡県教育委員会『牛頸治水ダム関係埋蔵文化財調査報告 牛頸窯跡群II 福岡県文化財調査報告書第89集』 1989)。
- (15) 『続日本紀』和銅6年(713)5月甲子条に「制、畿内七道諸国郡郷名、著好字」とみえ、これによって諸国郡里名は好い字を使うよう定められた。なお、これよりは遙か後世の『延喜民部省式』上に「凡諸国部内郡郷里名、並用二字、必取嘉名。」とあるが、木簡・金石文等の表記を見ると、この和銅6年頃を境に地名表記が二字に統一されてくるので、この和銅6年甲子制は、好字のみならず二字による表記まで定めたものらしいといわれている。(野村忠夫「律令的行政地名の成立過程」『古代史論叢』中 吉川弘文館 1978)。故に和銅6年に国郡里名が好字二字に改められた際に「筑前国」の表記も正式に成立了ものと考えられており、「筑紫前国」という表記はそれよりも古い大宝令制以前の表記法である。但し、そのような古い表記法が往々にして後代まで使用される場合もあったということも、木簡の表記からも判明しており、単に表記法が古様だといってその書かれた物の年代が直ちに大宝令制以前に遡るとは言い難い。なお「竺志前国」と表記の木簡が大宰府跡政庁正殿後方築地東北隅から出土している(九州歴史資料館『大宰府史跡出土木簡概報』1 1976所収7号木簡)。
- (16) 大神氏、大神部氏は、須恵器生産と何らかの関係があるという。(中村浩「12地区出土の在銘片について」『牛頸II 大谷女子大学資料館報告書23』 大谷女子大学資料館 1989)
- (17) 東野治之氏註(3)、倉住靖彦氏註(4)、中村浩氏註(5)前掲論文。
- (18) 賦役令調皆隨近合成分条に定められた通り、調庸布の実物に国郡郷戸主姓名年月日が記されたものが正倉院に現存することは周知の通りであるが、宮都遺跡からの出土資料では現在までのところ例がない。
- (19) 本庄市教育委員会『南大通り線内遺跡発掘調査報告書』1987。
- (20) 平川南氏註(2)前掲論文。
- (21) 井上唯雄「線刻を持つ紡錘車について—群馬県における事例を中心にして—」(『古代学研究』115 1987)。
- (22) 関和彦「物部郷長の世界」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『矢田遺跡』II 1991)、同「矢田遺跡と養蚕」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『矢田遺跡』III 1992)、拙稿「矢田遺跡出土の平安期における文字資料について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『矢田遺跡』III 1992)、同「群馬県吉井町黒熊中西遺跡出土元慶四年銘砥石をめぐって」(『栃木史学』10 1996)。
- (23) 関和彦「『風土記』社会の諸様相—その3—」(『風土記研究』8 1989)。
- (24) 井上唯雄氏註(2)前掲論文。
- (25) 埼玉県遺跡調査会『桜井橋遺跡発掘調査報告書』 1973
- (26) 千葉県文化財センター『千葉東南部ニュータウン 8 ムコアラク遺跡』 1979。
- (27) 埼玉県立博物館『企画展 最新出土品展』1995。
- (28) 平川南「墨書き人面土器と文字」(『藤沢市史研究』24 1991)。
- (29) 群馬県埋蔵文化財調査事業団『内匠日向周地遺跡 下高瀬寺山遺跡 下高瀬前田遺跡』1995。

- (30) 平川南「群馬県富岡市日向周地遺跡出土の木簡」(群馬県埋蔵文化財調査事業団『内匠日向周地遺跡 下高瀬寺山遺跡 下高瀬前田遺跡』1995)。この内匠日向周地遺跡出土呪符木簡によく類似した資料が、静岡県浜松市伊場遺跡出土39号木簡の「百怪呪符」(静岡県『静岡県史』資料編 4 1989)、藤原京右京九条四坊西四坊間小路東側溝出土の呪符木簡である(露口真広・橋本義則「1993年出土の木簡 奈良・藤原京跡右京九条四坊」『木簡研究』16 1994)。

(伊場遺跡出土百怪呪符)

<p>「百怪呪符百々怪宣受不解和西怪□亡令疾三神 □□□ 宣天罡直符佐□當不佐亡急々如律令 弓 龍 神 人 山 龍      急々如律令        妻子□□□        急々如律令        弓ヨヨヨ□</p>	<p>〔宣カ〕 」 322×67×4      032</p>
---	-------------------------------------

(藤原京右京九条四坊 西四坊間小路東側溝出土呪符木簡)

<p>「四方三十□大神龍王 七里□□内外送々打々急々如律令 「東方木神王                      婦麻佐女生年二十九黒色 南方火神王 (人物像)                      婦□□女生年□□□□ 中央土神王 (人物像) □□□□□ (北方水神王) □□□□□ (西方金神王)</p>	<p>〔色カ〕 」 467×83×7      032</p>
---	-------------------------------------

伊場遺跡出土の「百怪呪符」は、止雨祈願符とする芝田文雄氏の意見(「百怪呪符」竹内理三編『伊場木簡の研究』 東京堂出版 1981)と、疾病除去とする和田勝氏の意見(「呪符木簡の系譜」『木簡研究』4 1982)があるが、「天罡」「蛟龍」「龍神」など内匠日向周地遺跡出土呪符木簡と共に通する文言があり、これと同様の性格であることには相違ないだろう。また、藤原京右京九条四坊西四坊間小路東側溝出土呪符木簡には同じく「大神龍王」、五方神王、「送々打々」、「急々如律令」などの文言がみえるので、排水を祈願する呪符木簡と考えられている。

- (31) 平川南氏註 (29) 前掲論文。

- (32) 註(2)・(22)拙稿、拙稿「古代の焼印についての覚書」(『古代史研究』11 1992)。

(付記) 成稿にあたり、下高瀬上之原遺跡及び内匠日向周地遺跡の発掘調査担当者である津金澤吉茂・新井仁両氏に種々御教示を賜った。記して謝意を表する。

なお、校正中、平川南「“古代人の死”と墨書き土器」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集 1996)に接した。本稿と関わる部分も多いが、その成果と本稿にとり入れることはできなかった。併せて参照いただければ幸いである。